

八幡浜市発注工事における三者会議要領

〔平成29年8月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡浜市が発注する建設工事において、設計の意図並びに施工上の留意点及び課題を施工者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化及び工事の品質確保を図るため、設計者、施工者及び発注者間の情報共有等の方法（以下「三者会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 三者会議を開催する対象工事は、業務委託した設計成果に基づく工事(災害に起因するものを除く。)のうち、現場条件が特殊であり、又は施工に要する技術が新規若しくは高度である等、設計者から施工者及び発注者に対し、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると発注者が認める工事とする。

(特記仕様書への明示)

第3条 発注者は、前条に規定する対象工事について、特記仕様書に三者会議の対象工事である旨を明示する。

(三者会議の実施)

第4条 三者会議は、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 開催の時期及び回数

ア 時期

施工者が設計図書を照査した後に開催する。

イ 回数

必要に応じ、複数回開催することができる。

(2) 参加者及び進行

ア 参加者

① 発注者 現場監督員等

② 施工者 現場代理人、主任技術者又は監理技術者

③ 設計者 管理技術者又は担当技術者

④ その他 必要に応じ、専門の工事業者、地質調査業者又は測量業者等

を参加させることができる。

イ 進行

発注者が主体となって会を進める。

(3) 参加者の主な役割

ア 設計者

設計業務の成果品により、設計意図及び施工上の留意事項等の詳細についての説明を行う。

イ 発注者

工事着手に当たっての各種協議の調整状況及び現地条件並びに施工上の留意事項等の説明を行う。

ウ 施工者

① 設計図書の照査を踏まえた現場条件及び施工方法の説明を行う。

② 三者会議の実施報告書（様式は自由とする。）の取りまとめを行う。

（費用の負担）

第5条 三者会議の開催等に係る経費の負担は、次に定める積算方法により、発注者が負担するものとする。

ア 施工者に対する費用

工事打合せに含まれるため、計上しない。

イ 設計者に対する費用

① 打合せ費用

i 主任技師 0.5人／回

ii 技師A 0.5人／回

② 旅費

八幡浜市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第50号）による。

③ 諸経費

計上しない。

ウ 三者会議で使用する資料に係る費用

各参加者の負担で各参加者が作成するものとする。ただし、特別な資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。（施工者は除く。）

エ 地質調査業者及び測量業者に対する費用

設計者に準ずるものとする。

(費用の支払方法)

第6条 発注者は、設計者との特命随意契約（1者随契）により委託契約を締結し、前条に定める費用を支払うものとする。

(三者会議実施結果の取りまとめ及び提出)

第7条 実施結果は、施工者が実施報告書（様式自由）により取りまとめ、各参加者で共有する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、三者会議の参加者で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。